

## 大分サステナビリティ・リンク・ローン活用促進制度運用要領

### 1 趣旨

本要領は、大分県が県内の事業者の脱炭素化を金融手法の活用により促進するために策定した「大分サステナビリティ・リンク・ローン活用促進制度」の適切な運用に必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義を以下に示す。

#### (1) K P I

キー・パフォーマンス・インディケータの略。重要業績評価指標であり、目標の達成度合いを測定するためのもの。

#### (2) S P T

サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの略。K P Iに関して達成すべき目標数値。

#### (3) S L L

サステナビリティ・リンク・ローンの略。借入人があらかじめ設定した野心的なS P Tの達成にインセンティブ付けを行うことで、借入人及び貸付人が持続可能な社会の実現に貢献することを目的とした融資形態。

#### (4) 融資先企業

本制度を活用した金融機関の融資商品（S L L）の借入人。

#### (5) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業者

#### (6) 大企業

中小企業以外の事業者

### 3 対象事業者

本制度を利用することができる事業者は、次のとおりとする。

#### (1) 中小企業

大分県内において、現に事業活動を営んでいる事業所（工場、事務所、店舗等）を有する事業者とする。

#### (2) 大企業

事業者全体（グループ企業を含む）のCO<sub>2</sub>排出量に対する大分県内のCO<sub>2</sub>排出量の割合が8割以上の事業者とする。

ただし、S L Lの融資期間中に、同割合が6割以下になった場合には、ファイナンスの種類をS L Lから変更するものとする。

#### 4 対象金融機関

大分県内に本店を有する地域金融機関のうち、大分県に参加表明書（様式第1号）を提出し、大分県に承認された金融機関とする。

なお、大分県が認める場合は、大分県内に本店を有する制限を緩和することができる。

#### 5 ファイナンス

本制度を活用したファイナンスに関する基本的な内容は以下に定めるところによる。

##### (1) ファイナンスの種類

S L L

##### (2) K P I

大分県内に所在する事業所における事業活動から排出されるCO<sub>2</sub>排出量の削減率

##### (3) S P T

次のいずれかとする。

- ① おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1項の規定によるおおいたグリーン事業者認証制度申請書（サステナビリティ・リンク・ローン部門）を提出し、実施要綱第6条第1項の規定による認証を受けること。但し、中小企業が初めて当該申請書を提出した場合に限る。
- ② 第6期大分県地球温暖化対策実行計画に定める目標削減率の最大値と同等の産業部門▲2.8%、業務部門▲4.0%、運輸部門▲3.7%（いずれも基準年度比の年率）以上を達成すること。

なお、目標削減率に変更が生じる場合には、大分県が本制度の見直しを行い、第三者評価機関にS L Lとしての適合性を確認することとする。

##### (4) 融資期間

本制度を活用したS L Lの融資期間は3年以上とし、2041年3月31日までに終了することとする。

##### (5) 融資金額

上下とも限度額は設定しない。但し、金融機関が限度額を設定することは妨げない。

##### (6) 金利判定

本制度を活用する金融機関は、本制度を活用したS L Lの融資契約に基づき、融資先企業のS P Tの達成状況に応じて金利判定を行うこととする。

なお、金利判定は、融資先企業が、本要領7（2）の規定により大分県知事に行う実績報告に基づき、各年度又はおおいたグリーン事業者認証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）実施要領（以下「実施要領」という。）第2条第

2項の計画期間終了後に実施するものとする。

#### (7) インセンティブ

本制度を活用する金融機関は、融資先企業のSPTの達成状況に応じて金利優遇等のインセンティブを付与することとする。

なお、SPTが未達成の場合において、当初の貸付金利の利率（スプレッド部分）から引き上げるペナルティ措置は認めないこととする。

### 6 金融機関の責務

#### (1) 参加表明書の提出

本制度の活用を希望する金融機関は、大分県知事あてに参加表明書（様式第1号）を提出し、承認を得なければならない。

なお、承認後に参加表明書に記載した事項等に変更が生じた場合には、速やかに参加表明書（様式第1号）の別紙を大分県知事に提出しなければならない。

#### (2) 融資実行報告書の提出

本制度を活用してSLLを組成した金融機関は、速やかに融資実行報告書（様式第2号）により、大分県知事あてに融資先企業と締結した当該融資契約に係る報告を行わなければならない。

また、当該融資契約に係る変更が生じた場合は、速やかに変更内容を記した融資実行報告書（様式第2号）を改めて大分県知事に提出しなければならない。

#### (3) 融資完了報告書の提出

本制度を活用してSLLを組成した金融機関は、当該融資契約が終了した場合、又はその他事由により途中で当該融資が終了した場合には、速やかに融資完了報告書（様式第3号）を大分県知事に提出しなければならない。

#### (4) 融資先企業へのエンゲージメント向上

融資先企業が本制度の活用に向けて事業計画の作成を行うにあたり、金融機関は、当該融資先企業の脱炭素化の取組状況等を踏まえ、適切な助言等を行うように努めることとする。

また、SLLの組成後においては、当該融資先企業が提出する実績報告書により、当該融資企業の排出削減の進捗を確認するとともに、目標達成に向けた助言及び支援等を行うことに努めることとする。

### 7 融資先企業の責務等

#### (1) 目標設定書の提出

融資先企業は、本制度の活用の際し、大分県から参加表明に関する承認を得ている金融機関と相談のうえ、実施要領第2条第1項第1号に規定するおおいたグリーン事業者認証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）取組目標設定書（以下「取組目標設定書」という。）を大分県知事に提出することとする。

なお、提出書類の記載事項に関して説明が必要な場合は、その内容を説明する資料を添付するものとする。また、取組目標設定書を継続して提出する場合は、前計画期間の終了後、6か月以内に新たな取組目標設定書を大分県知事あてに提出しなければならない。

#### (2) 実績報告書の提出

融資先企業は、取組目標設定書に基づく計画期間の各年度の取組状況について、実施要領第5条に規定するおおいたグリーン事業者認証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を、取組を実施した各年度の終了後4か月以内に大分県知事に提出しなければならない。

なお、提出書類の記載事項に関して説明が必要な場合は、その内容を説明する資料を添付するものとする。

#### (3) 変更届出書の提出

融資先企業は、取組目標設定書において次に掲げる変更等が生じた場合は、速やかに実施要綱第10条に規定するおおいたグリーン事業者認証制度名称等変更届出書を大分県知事に提出しなければならない。

ただし、③～⑤に掲げる事項にあつては、「評価の対象となるCO<sub>2</sub>排出量」の基準年度の量に本要領5（3）のSPTで示される目標削減率を乗じて得た量を超えて増加又は減少する場合に限る。

- ① 事業を廃止したとき
- ② 名称及び事業所等に変更があつたとき
- ③ 事業所等の新設又は廃止があつたとき
- ④ 事業所等の用途の変更があつたとき
- ⑤ 事業の経営の統合又は分社を行ったとき
- ⑥ その他取組目標設定書に記載した事項について大幅な変更があつたとき

### 8 審査・公表等

本制度の管理は、大分県生活環境部環境政策課が行うものとする。

同課は、本要領に基づき、本制度を活用する金融機関及び融資先企業からの提出書類の審査を行う。

本制度の活用に関する提出書類の取扱いは、以下に定めるところによる。

#### (1) 金融機関からの提出

大分県は、参加表明書（様式第1号）の提出があつた場合には、速やかに審査し、参加表明を行った金融機関に対して承認可否を回答するものとする。

また、融資実行報告書（様式第2号）又は融資完了報告書（様式第3号）の提出があつた場合は、速やかに審査し、当該金融機関に対して受領等の連絡を行うこととする。

(2) 融資先企業からの提出

大分県は、取組目標設定書又は実績報告書の提出があった場合には、速やかに審査し、融資先企業に対し、その結果を通知するとともに、公表するものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項については、大分県生活環境部環境政策課において決定することとする。

附 則

この要領は、令和8年3月18日から施行する。